

平成 25 年 12 月

阿児町東部地区小学校建設計画概要(案)

志摩市 教育委員会事務局

1 基本事項

(1) 本業務の目的

当市においては、平成 21 年 11 月に「志摩市立小中学校再編基本計画」を策定し、これに基づき再編を進めることにしていました。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を目の当たりにし沿岸低地の危険性を痛感しました。

当市も東海地震・東南海地震・南海地震の発生が危惧されている地域にあり、特に阿児町東部地区に位置する甲賀小学校、国府小学校については、沿岸低地に立地し津波浸水予定地域に入っていることから、保護者や地域住民から高台移転を望む要望が多く寄せられました。

これらのことから、安全で安心な学校生活を確保するため、「志摩市立小中学校再編基本計画」を平成 24 年 11 月に一部見直し、立神・志島・甲賀・国府・安乗小学校の5校を再編統合し、高台へ移転することにしました。

統合小学校は、市の将来を担う子供たちの安心で安全な学校生活を第一に考え甲賀地区の高台に計画し、併せて地域住民の防災拠点・避難場所としての機能を持った施設として整備したいと考えています。

(2) 敷地概要

計画地	志摩市 阿児町 甲賀地内
敷地面積	約 3.6ha
都市計画区域	都市計画区域外

2 基本構想

(1) コンセプト

「 豊かな環境で 豊かに学び 地域とともに歩む 安心で安全な ○○小学校 」

(2) 基本方針

① 豊かな環境で

- ・ 豊かな自然に囲まれ自然を活かした活動ができる小学校
- ・ 光があふれる明るい風通しのよい地球環境に優しい小学校
- ・ 安全性・快適性にあふれ、児童の好奇心を育み、児童や教職員が過ごすうえで、楽しい「居場所」のある小学校

② 豊かに学び(その学びを創造する学習環境づくり)

- ・ 多様な学習内容や少人数学習、学年全体や学年卒を超えての活動、特別な支援を必要とする児童の教育活動等、様々な学習形態に対応するとともに、豊かな情操や道徳心の育成に配慮した学習環境が整備された小学校
- ・ 情報教育室・図書室・音楽室・理科室・家庭科室・図工室など、学びに対しての意欲・関心や探究心を育むことができる学習環境が整備された小学校
- ・ 運動能力の育成や安全・健康に関する教育活動および保健・教育相談等の児童の心身の調和的発達に配慮した学習環境が整備された小学校

③ 地域とともに歩む

- ・ 地域と児童の交流や地域の交流ができる、あるいは学校開放の場となり地域の核となる小学校
- ・ 5つの地域が一体感を共有できる空間や行事などがある小学校
- ・ 地域の景観にふさわしい姿の小学校

④ 安心で安全な

- ・ 防犯の視点に立ち児童や地域の人々が安心して過ごすことができる小学校
- ・ バリアフリーを意識した誰にでも優しい小学校
- ・ 災害時に地域の人々が安全に安心して過ごすことができる地域の防災拠点となる小学校

(3) 校舎整備面の基本方針

- ・ 各学年段階に沿った学習が十分実施できるような教室及び施設を設ける。
- ・ 校地の地形を最大限活用した特色を持ちかつ合理的な校舎配置にする。
- ・ 今後、児童生徒数の増減が想定されるため、柔軟な教室確保ができるよう工夫をす

る。

- ・ 通学方法として、スクールバス、公共交通機関による自主通学、自転車通学、保護者送迎等が考えられるため、安全面や通学経路を考慮した校舎配置とする。
- ・ 地域の環境や景観に配慮した校舎とする。
- ・ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守した計画とする。

3 学級編制計画等

(1) 通学区域

立神、志島、甲賀、国府、安乗の5地区とする。

(2) 通学方法

スクールバス、路線バス、自転車、徒歩、保護者送迎が見込まれる。

(3) 児童生徒数及び学級規模

平成30年度は、児童生徒数365名 学級数12室 特別支援学級数3室を見込んでいる。

4 施設基本計画

(1) 学校関係の遵守する法律及び施設基準等

- ・ 教育基本法
- ・ 学校教育法、施行令、施行規則、施行細則
- ・ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(2) 学校用地等

- ・ 建設予定地は、市道里鹿谷線歩道沿いに隣接した民地で、用地買収交渉を行っており平成 26 年度購入予定
- ・ 現在の地形を生かし、土地造成し小学校の建設を行う。
- ・ 校地面積:約 36,000 m²(測量結果は基本設計中に提供する予定である。)
- 校舎面積:校舎 5,174 m²、屋内運動場 919 m²

※ 公立学校施設費国庫負担等に関する関係法令等の運用細目に基づく必要面積

(3) 敷地利用計画

- ・ 市道里鹿谷線沿いを、正門及び通用門とする。

- スクールバス(大型バスタイプ)3台が同時に駐車し、安全に児童生徒が乗降でき、バスが転回できるようにする。
- スクールバス乗降扉から円滑に昇降口にアクセスできる動線及び構造とする。
- 校舎からグラウンドへの移動が安全かつ効率的に行えるようにする。
- 敷地内のバリアフリー化を図る。
- 職員駐車場として、乗用車40台分の確保を目標とする。(分散可)
- 来客用、送迎用駐車スペースを玄関、昇降口に設ける。(目標として150台、分散可)
- 給食搬入に備え、サービス車両が安全にアクセスできるようにする。
- 雨水排水は、開発計画等による。
- 汚水は、浄化槽を設置し、排水する。

(4)校舎計画

- 普通教室棟、特別教室棟、管理棟、体育館、(すべてが独立した棟である必要はない)
- 敷地の形状を合理的に利用できるようにする。
- 教室棟はRC構造を基本とする。
- 内装は、できる限り木質化を図る。
- プール設置について検討する。

(4) 構造計画

- 耐震性能は、国土交通省官庁営繕の技術基準「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体の耐震安全性の目標をⅡ類とする。

(6)電気設備計画

- 省エネルギー化、維持管理費が抑えられる計画とする。
- EVを1基設置する。(複層階になった場合)
- 太陽光設備設置を検討する。

(7)空気調和設備計画

- 原則特別教室棟に設置し、将来増設を見込める施設とする。

(8)給排水衛生設備計画

- 節水に配慮し、メンテナンスしやすい設備とする。

(9) 平面計画

- ・ 各学年段階における学習内容・学習形態等に応じ、一斉児童による授業、グループ学習、少人数指導による学習など多様な学習集団に弾力的に対応できる空間を確保する。
- ・ 総合的な学習に対応し、普通教室、多目的教室、特別教室、共通学習空間、教材・教具の作成・収納空間等を機能的な連携に配慮して配置を計画する。
- ・ PC室、図書室等の諸室については、機能的な連携に配慮し配置を計画する。
- ・ 必要に応じ、教室等を再構成し、又は分割して使用することのできる弾力的な空間として計画する。
- ・ 教室は、気候の季節的变化も考慮し、日照、採光、通風等の良好な環境条件を確保することのできる位置に計画する。
- ・ 奥行きが深い空間や面積の広い空間は、採光、換気、音響等の環境条件の確保に特に留意して規模、位置等を計画する。

(10) 必要諸室

普通教室	6 学年	各学年2室
特別支援教室	3 室	
特別教室	適宜	
管理関係室	適宜	

(11) その他考慮すべき項目

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・ 志摩市景観条例 | ・ 廃棄物の抑制、再利用、再生利用 |
| ・ 県内産製品優先使用、県産木材の利用 | ・ リサイクル認定製品の優先使用 |
| ・ 長寿命化建築 | ・ 非構造部材の耐震化対策 |